2026 年 3 月 24 日

理化学研究所に係る株式会社文藝春秋の報道に関する検証委員会報告を受けて

理化学研究所

2026 年 2 月 4 日に一部の報道機関から、本研究所理事長の五神 真と日本化粧品協会との関係に係る報道がなされました。理化学研究所（以下「研究所」）は同日、当該記事に対する事実関係や見解を研究所のウェブサイトにおいて公表しましたが、公的研究機関としての社会的責任の重さから、透明性をもって更なる説明責任を果たすことが必要であると判断しました。研究所として、田中康郎委員長、樋渡利秋委員、泉徳治委員の 3 名からなる、第三者による検証委員会を 2 月 4 日付で設置し、約 1 か月の間、集中的かつ丹念に本事案の検証を行い、取りまとめられた報告書（以下「検証報告書」）を 3 月 23 日に受け取りました。

検証委員会での事実関係の検証によれば、まず、研究所が定める役職員倫理規程における禁止行為との関係について、「五神理事長が本件講座体験に参加したことは、理研の役職員倫理規程において禁止されている、利害関係者から又は利害関係者の負担により無償で役務の提供を受けたり、利害関係者から供応接待を受けることには該当せず、役職員倫理規程違反とはならないものと考えられる」との判断が記されています。

次に、本件の講座体験への参加の位置づけと共同研究のつながりについて、「五神理事長が、本件講座体験に対価の支払いを行うことなく参加したことが、不正の報酬としての利益となり、吉崎氏、「臨床カンナビノイド学」社会連携講座、日本化粧品協会及び東京大学大学院医学系研究科・医学部皮膚科のいずれかの当事者と理研との間での共同研究につながったとの事実は認められない」との判断が記されています。

これらの点は、2 月 4 日に公表した「本件が研究所の意思決定の公正性に問題がある事象とは承知しておりません」とする研究所の見解が、外部の第三者の立場から客観的に検証されたものと受けとめております。

研究所は、2 月 2 日に送付された当該報道機関からの質問書が、翌 3 日の正午までにと一方的に設定した期限に対し、誠実に回答書を提出するなど、真摯にその取材に協力して参りました。

検証報告書では、この回答書において「2024 年 9 月 7 日土曜日に五神及びその配偶者（以下、五神夫人）の 2 名が東京大学病院を訪れたことは事実です。吉崎歩氏と五神夫人とは、東大病院における過去の治療の関係で面識があり、「講座体験」について五神夫人にメールで誘いがあったという経緯になります。五神は「講座体験」が東大病院における研究活動に関する紹介と認識し、訪問したものです。その際、施術体験の一環として、実施内容のデモンストレーションを一

回、受けたとの認識です」と回答したことを確認しています。しかしながら、当該記事では、その事実を「接待の経緯など」と決めつけて表現しており、報告書は「あたかも五神理事長が不正な目的の「接待」を受けたことを読み手に印象付けるかのような書きぶりとなっていることに加え、理研からの回答内容を意図的に「エステ施術を受けたことなどは認めた上で」とまとめてしまっていることからすれば、当該記事内容は、誤導的であり、不適切なものである」と認定しています。そのうえで「本件該当記事の内容は、その多くが、事実に反する不当な内容、あるいは、事実に反するとまでは言えないものの、誇張があり誤導的で不適切なものである。したがって、株式会社文藝春秋による本件該当記事の頒布ないし公衆送信は、理研ないし五神理事長の社会的評価を低下させて名誉を棄損するものであって、不当である」との判断が示されています。

こうした検証委員会による検証結果からも、意図的な印象操作と受け取らざるを得ない内容の記事のみを広く公知のものとする行為がなされたことは、著しく不適切であったと考えます。また、その行為によって、対応としての本検証を含め、研究所の本来業務の遂行にも重大な支障が生じたことは明らかであり、大変遺憾です。

報道機関の公器としての重要性はいうまでもありません。検証報告書でも「報道機関は、国民の知る権利に応えるという極めて重要な役割がある一方で、社会的に大きな影響力を有しているため、報道を行うにあたっては常に公正・中立な姿勢を維持し、厳格な事実確認を行うことが求められているというべきである。当該報道機関は、社会におけるその公器としての責務を重く受け止める必要がある」と付言しています。研究所は報道機関の社会的意義を深く尊重し、今後とも取材等に対し真摯に対応してまいります。報道機関におかれても、厳格な事実確認と公正・中立な姿勢による適切な報道という重要な役割を果たすことを切に求めます。

研究所は国立研究開発法人として国民の負託に応え、科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するよう、研究開発の最大限の成果を確保することが求められています。研究所の活動は社会の信認の上に成り立っていることを再確認し、今後とも変わらず公正にかつ倫理に則って活動を続けてまいります。

以　上